

## 「港湾運送事業・港湾運送関連事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン」の改定対照表

該当箇所	現行（5月18日策定版）	改定（5月28日改定版）
<追記>P.1 改定日		令和2年5月28日改定
<修正>P.4 (対人距離の確保と咳エチケット)	・職場や現場においては、マスクの着用を原則とし、人と人との間に十分な距離を保持（1メートル以上）する。また、会話や発声時には、特に間隔を空ける（2メートル以上）。	・職場や現場においては、マスクの着用を原則とし、人と人との間に十分な距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保する
<追記>P.4 (対人距離の確保と咳エチケット)		・従業員等に対し、マスクの正しい着け方を指導する。 参考動画： <a href="https://youtu.be/VdyKX4eYba4">https://youtu.be/VdyKX4eYba4</a>
<追記>P.4 (こまめな手洗い)		・従業員等に対し、正しい手洗い方法を指導する。 参考動画： <a href="https://youtu.be/Eph4Jmz244A">https://youtu.be/Eph4Jmz244A</a>
<追記>P.4 (定期的でこまめな消毒)		(参考)厚生労働省・経済産業省「身のまわりを清潔にしましょう」 <a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf">https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf</a>
<追記>P.5 3. 講じるべき具体的な対策	港湾運送事業者等が新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策として講じることが考えられる推奨事項は以下のとおりであるが、本ガイドラインは、全ての職場や現場において全ての推奨事項を一律に実施することを求めるものではない。このような前提で、（一省略）	港湾運送事業者等が新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策として講じることが考えられる推奨事項は以下のとおりである。また、政府の最新の「基本的対処方針」や、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の最新の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」等で推奨されている取組みについては、以下に記載のない場合でも、取り組むことが推奨される。 本ガイドラインは、全ての職場や現場において全ての推奨事項を一律に実施することを求めるものではなく、このような前提で、（一省略）
<追記>P.7 (送迎バス)		※同じ車両で通勤した数名の従業員の感染が確認された事例が港湾運送事業者から報告されており、感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。
<修正>P.7 (4) 勤務 ①共通事項	・従業員等に対し、勤務中のマスクの着用を促す。特に、対面での打ち合わせや倉庫内などの屋内で対人距離の確保が難しい作業を行う場合は、マスクの着用を徹底する。	・従業員等に対し、勤務中のマスクの着用を促す。 ・特に、対面での打ち合わせや倉庫内などの屋内で対人距離の確保が難しい作業を行う場合は、マスクの着用を徹底する。
<追記>P.8 ②職場	・従業員等が、できる限り2メートルを目安に、（一省略）	・従業員等が、できる限り2メートル（最低1m）を目安に、（一省略）